



国土を整え、全力で備える

国土交通省  
中国地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism  
Chugoku Regional Development Bureau

## お知らせ

記者発表資料 | 令和 2年 6月10日

同時発表先：	合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、 岡山県政記者クラブ、広島県政記者クラブ、山口県政記者会、 山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ
--------	---

## 建設業者に対する監督処分について

本日、中国地方整備局は、別紙のとおり建設業法の規定に基づく監督処分を行いましたのでお知らせします。

### <問い合わせ先>

中国地方整備局 082-221-9231 (代表) : (平日・昼間)

【担当】建政部 計画・建設産業課長 牧野 健二 (内線6121)

建政部 計画・建設産業課長補佐 土井 学 (内線6142)

【広報担当窓口】 広報広聴対策官 加藤 浩士 (内線2117)

企画部環境調整官 後藤 寿久 (内線3114)

## 建設業者に対する監督処分について

国土交通省中国地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

### 記

#### 1. 処分対象業者

商号	許可番号	代表者	所在地
株式会社中電工	国土交通大臣許可 (般・特-29)第002097号	迫谷 章	広島県広島市中区 小網町6-12

#### 2. 処分内容

建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分

- 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。
  - 今回の違反の内容及びこれに対する処分内容について、役員及び従業員に速やかに周知徹底すること。
  - 施工現場等における安全管理体制の調査点検を行うとともに、安全管理体制の整備・強化を図ること。
  - 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育（以下「研修等」という。）の計画を作成し、役員及び従業員に対し継続的に必要な研修等を行うこと。
- 前項について講じた措置（前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

#### 3. 処分理由

株式会社中電工は、元請として岡山県新見市内において空調設備新設工事を請負ったが、請負人の労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなかったため、令和元年5月29日同工事下請負人の労働者が足場開口部から転落し負傷した。

上記について、同社及び同社従業員に対し、令和元年12月24日に新見簡易裁判所から労働安全衛生法違反による罰金刑の略式命令があり、その刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第三号に該当すると認められる。